

「EARTH SHIP CREW ANAN」  
登録制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、海洋環境の保全・美化活動及び環境啓発・教育活動、並びに、本市が推し進める「阿南SUPタウンプロジェクト」に関する各事業に対して継続的且つ多様に関わる県外在住者（以下、「特定関係人口」という。）を「EARTH SHIP CREW ANAN」として登録（以下「登録」という。）し、阿南市、市内の移住支援団体、民間企業等と連携のもと、持続可能な社会づくりを実現するとともに、地域経済の活性化等につなげていくことを目的とする。

(登録要件)

第2条 登録する特定関係人口は次に掲げる取組み（以下、「協力実践活動」という。）の内、2つ以上に参加する意思のある者とする。

- (1) 市及び市と連携する移住支援団体等が主催する海岸・河川の清掃・美化活動
- (2) 「阿南SUPタウンプロジェクト」において実施するイベント等の運営サポート。
- (3) エコバッグ、マイボトル等の使用及び普及推進など、環境に配慮したライフスタイルの実践。
- (4) 第1号の活動内容及び「阿南SUPタウンプロジェクト」の推進に関する情報発信。

(申請)

第3条 登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、EARTH SHIP CREW ANAN登録申請書（様式第1号）及び取組計画書（様式第2号）、若しくは、阿南市電子申請サービスにて申込みをするものとする。

(登録)

第4条 市長は、前条に基づく申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、当該申請者を登録するものとする。

2 市長は、前項による登録を行ったときは、当該申請者に対して、EARTH SHIP CREW ANAN登録証(様式第3号)及び認定カードを交付するものとする。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するものについては登録しないこととし、当該申請者に通知するものとする。

(1) 第2条の登録要件を満たさないとき

(2) 制度の主旨に照らして登録するのにふさわしくないと認めるとき

(登録期間及び更新)

第5条 登録の有効期間は、申請日から起算して5年を経過した後の最初の3月31日までとする。

2 有効期間を経過した後も、登録を希望するものは、第3条の規定に準じて再度申請を行うものとする。

(登録の変更・抹消)

第6条 登録を受けた者(以下「登録者」という。)は、第2条の登録要件を満たすことができなくなったとき又は登録継続の意思を失ったときは、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

(登録の取消し)

第7条 市長は、登録者が第4条第3項各号のいずれかに該当することが判明し、又は前条により登録辞退の届け出を受理したときは、当該登録を取り消すものとし、当該登録者に通知するものとする。

(周知・広報)

第8条 市長は、登録者と実施する協力実践活動の内容を、阿南市移住交流支援センターのホームページ等に掲載し、広く

周知を図ることができるものとする。

2 市長は、協力実践活動に係る各種情報を登録者に提供することができるものとする。

(所掌)

第9条 この要領に関する事務は、企画部ふるさと未来課において所掌する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。